

令和 8 年第 2 回芸西村議会「定例会」議事日程

令和 8 年 6 月 9 日

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の一括上程（提案理由の説明）

議案第19号 芸西村税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について

議案第20号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について

議案第21号 芸西村農業委員会委員の任命について

議案第22号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第24号 令和 8 年度芸西村一般会計補正予算（第 1 号）

議案第25号 令和 8 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第19号 芸西村税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について

日程第 5 議案第20号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について

日程第 6 報告第1号 令和 7 年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第2号 令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書

報告第3号 令和 7 年度芸西村下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

招 集 年 月 日 令和8年6月9日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○				9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	教 育 長	山内 將利
総 務 課 長	長崎 寛司	会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	常光 紘正
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教 育 次 長	佐藤 大輔	総務課長補佐	手島 真由美	健康福祉課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	松井 久美	健康福祉課長補佐	松本 忠	産業振興課長補佐	小松 司沙
土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ
教育委員会課長補佐	新田 浩也				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和8年6月9日（火）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和8年第2回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《諸般の報告》

○ 仙頭 一貴 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から2月、3月、4月の例月出納検査の結果報告が提出されています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて、3番山本俊二君、4番濱田圭介君を指名します。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、6月1日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日6月9日から12日までの4日間とするものです。

本日は、議案第19号から第25号までを一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第19号と議案第20号の審議・採決を行っていただきます。最後に、報告第1号から第3号の報告を受けることにいたします。

10日は議案精査のため休会とします。

11日は一般質問を行っていただきます。

12日は、議案第21号から第25号の審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。

本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月12日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から6月12日までの4日間に決定しました。

《行政報告並びに提案理由の概略説明》

○ 仙頭 一貴 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。
松本村長。

○ 松本 巧 村長

本日、ここに議員の皆様の御出席を賜り、芸西村議会令和8年6月定例会が開催できることにつきまして深く感謝申し上げます。提案に先立ちまして、事務事業の進捗状況等、諸般の報告をさせていただきます。

令和8年度が始まり2か月が経過いたしました。本年度実施予定の事業は概ね順調なスタートを切ったところですが、世の中の経済状況を見てみますと、円安や原材料費、人件費等の上昇による、物価高騰が続いている中で、さらに、中東情勢の悪化による原油価格の上昇と、石油製品の原材料であるナフサの不足により、関連する資材等の供給見通しが立たない状況となっており日本経済への深刻な影響が危惧されます。

このような状況が続きますと、芸西村におきましても、村民の生活に大きな影響を受けることに加えて、農業、商工業においても大きな損害につながることを懸念されます。

また、先の衆議院選挙で争点にもなった、消費税減税や物価高騰対策についても明確な方針が定められていない状況であります。

村独自でできる事は限られていますが、今後の情勢にも注意して、対策を検討していく必要があると考えております。

選挙は、8月21日に任期満了となる村議会議員選挙は、8月4日告示、8月9日投開票で、立候補予定者への説明会を6月14日に行う予定です。

消防は、消防団総会を5月15日に開催しました。前年度の総会以降、機能別団員も含めた退団者は7名、入団者は3名となっております。人口減少が続く中、団員の確保に向け、消防団の重要性を広報してまいります。

情報発信拠点整備は、対象用地の売買契約に基づく所有権移転登記が完了いたしました。今後、施設整備に向けた準備として、現存する建物の解体工事が必要となりますので、次期補正予算で予算化を図り、早期の着手に努めてまいります。

前年度のふるさと納税は、村を応援していただける多くの皆さまから約16億5000万円の寄附が寄せられました。本年度も中間事業者と連携を取りながら寄附額増に努めてまいります。

芸西米は、ふるさと納税の返礼品として取り扱うことを想定して、JA高知県のご協力により一定量を確保していただいておりますが、米を取り巻く需給状況の変化等により在庫が生じております。このような状況を踏まえ、確保いただいていた芸西米を有効活用するとともに、昨今の物価高騰により家計負担が増している村民生活への支援、また原材料費の上昇により影響を受けている事業者等への支援を目的として芸西米の配布を行いたいと考えています。配布時期や方法などは補正予算成立後に詳細を調整の上、村民の皆さまにも広く周知してまいります。

これまで長年にわたり、本村のふるさと納税の寄附額増に大きく寄与いただいている興洋フリーズ株式会社から水産加工施設建設の意向が示され、そのための用地について本村に協力の依頼がありました。村といたしましても、地域経済への波及効果や雇用の創出が期待されますので、企業誘致に伴う用地確保のための経費について、この度の補正予算に計上させていただいております。

経済センサスは5月から調査員が各事業所を訪問しました。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う重点支援地方交付金を活用した生活支援地域振興券事業は、住民1人当たり2万円、18歳以下の子どもには5万円分の地域振興券を3月から4月にかけて全世帯に郵送しました。

4月にこども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期の総合相談窓口として専門職も配置し、切れ目なく一体的にサポートしていく体制を整えております。

産後の母子に対する支援事業として実施しております、産後ケア事業は、直営通所型事業の中で、新たに母子交流の促進を図る交流型事業を5月から実施しております。

ちいさなむらのほけんしつ事業は、保健師がほっとハウスに出向き、子育て世代や高齢者・障害者との交

流や支え合いの環境づくりを行うことによって、子育て世帯の孤立予防、地域全体の見守り活動、健康づくり活動等につながっており、さらなる交流拡大を目指し、他のふれあいセンターや福祉館でも実施いたします。

集団健診・がん検診は、WEB予約システムを導入し、10月以降に実施される検診について従来の電話予約と併用して、WEBサイトにて予約の受付ができるよう準備を進めております。

介護予防事業は、前年度から引き続き、高齢者の介護予防活動に対してポイントを付与するボランティアポイント（にっこりポイント）事業を継続しております。

5月はフレイル予防や体力づくりなど健康意識の向上を目的とし、ふれあいセンター等で「体力測定」を実施しました。6月からは、口腔機能の維持・向上を目的とした「歯っぴい健口教室」、「フレイル予防の食事」をテーマとした「栄養教室」を実施いたします。

生活支援体制整備事業は、新たに参加を希望される方を対象とした「健康マージャン教室」を、5月から12月まで全20回の予定で開催します。

サークル活動として実施しています健康マージャンは、男女を問わず気軽に参加できる、健康づくり、生きがいづくりの場として今後も継続してまいります。

地籍調査は、前年度に続き和食乙地区を測量調査する予定で、委託業務の発注準備を進めております。事業説明会は7月末に予定しており、調査対象地番を確定し、所有者・関係者の皆さまに案内を送付いたします。

移住促進は、6月21・28日に本年度1回目の高知暮らしフェアが東京・大阪で開催されますので、芸西村をPRしてまいります。

村が借り上げて移住者に貸し出している和食浜西1及び下中1の空き家再生住宅は、6月8日に契約満了を迎えました。和食浜西1は、お試し滞在住宅として多くの移住者の方に利用していただいております。所有者の意向に沿えるよう、契約を延長することとしました。一方、下中1の移住者支援住宅は、修繕後に返還しました。また、西分浜中地区で新たに空き家1戸をお借りすることができましたので、改修するための設計委託を発注しました。

任期満了を迎える農業委員会委員は、募集を行ったところ、定数14人に対し14人の応募があり、今議会に任命の同意議案を提出しております。

農業振興は、園芸用ハウス整備事業について、法人区分のレンタルハウス1件と流動化区分の中古ハウス改修1件を事業決定しました。

園芸用ハウス等リノベーション事業は8件、高温対策機器導入等支援事業は3件の申し込みがあり、事業決定しました。

新規就農者経営発展支援事業は、国の内示がありましたので計画書を提出しました。

集出荷場高度化整備に取り組むピーマン選果ライン高度化事業は、国の内示を待っております。内示後には速やかに申請できるよう準備を進めております。

農業担い手候補の地域おこし協力隊員は、会計年度任用職員から委託型に切り替えて活動しております。本年度からは新たな指導農家の下で、これまでとはまた違った栽培方法などを学んでおります。

林業振興は、松くい虫防除のための地上散布委託を発注しました。7月末までに3回の防除作業を予定しております。

水産振興は、後継者育成を支援する漁家支援事業に前年度から引き続き取り組んでおり、10月末までの計画で技術の習得に励んでいます。また5月13日には西分漁港でヒラメの稚魚を放流しました。

公営住宅は、ウサイ谷団地の雨戸・雨樋交換工事と村松団地の基礎補修工事を発注しました。

一般住宅の耐震対策は、5月末時点で耐震診断2件の実施と耐震設計1件の補助を決定しました。

道路改良事業は、村道春田屋敷線の道路拡幅工事で、長期間の通行止めや交通規制等により、多大なるご不便とご迷惑をおかけしました。皆さまのご理解とご協力によりまして3月に完成を迎えることができ、利便性及び安全性が向上しました。下中地区の村道踊堂線並びに北組1号線の道路拡幅工事設計は、交付金を受けられる見込みとなりましたので発注準備を進めております。

治水対策は、村内3か所の排水機場の管理業務やブルドーザの保守点検業務を発注して、大雨シーズンへの備えを進めております。

3月31日には、前線を伴う低気圧の影響で午前3時から4時の間に時間雨量37ミリメートル、4時から

5時には時間雨量87ミリメートルという猛烈な雨を記録し、村内各所で、土砂崩れや水路の護岸崩壊などがありました。和食ダムの和食川上流域の治水機能により、下流域の水位上昇を抑制し、3か所全ての排水ポンプが稼働することで、大規模な浸水被害を未然に防ぐことができたと考えております。今後も天候や導流堤の閉塞状況にも注意し、県と連携、情報交換しながら和食川流域治水に取り組んでまいります。

環境衛生は、6月第3日曜日の「芸西村環境の日」にあたる6月21日に皆さまにご協力をいただきまして清掃活動を行う予定です。

教育施設集約化事業は、2月から4月にかけて、保育所、幼稚園、小学校、中学校それぞれで保護者説明会を行いました。本年度は建築基本設計、用地詳細設計、地質調査を行います。教室配置などについては、教職員の意見を取り入れ、子どもたちにとって、より良い施設となるよう検討してまいります。

学校教育は、発達障害のある幼児児童生徒に対し、就学前から切れ目のない支援体制を構築するため、前年度から引き続き文部科学省の「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」に取り組み、5月18日には講師を招聘して1回目の研修を実施しました。発達障害を持つ子どものみならず、全ての子どもたちに寄り添うことができるよう芸西村教育振興基本計画の基本目標に掲げております「誰一人取り残さない、多様性を踏まえた教育・支援」を引き続き進めてまいります。

また本年度から、生後6か月から満3歳になるまでの乳幼児の育ちを応援するため「誰でも通園制度」を開始しました。

文化資料館・筒井美術館で、5月10日まで開催しました「和食ダム完成記念展」に650人が来場しました。また、同館で配布している和食ダムカードも好評で、約300枚を配布しました。

5月14日に日本語サロンのスポーツ交流として、憩ヶ丘運動公園でサッカーとバドミントンをを行い、技能実習生など外国人との交流を深めました。5月27日には人権映画「35年目のラブレター」の上映会を開催しました。

本年度開催のよさこい高知文化祭2026は、10月25日から12月6日までの開催期間中、本村でも地域文化発信事業として、9事業を予定しております。

5月22日に村民有志から芸西村にスケートボードが楽しめるスケートパーク整備について、村内外の559名の署名を添えて要望がありました。スケートボードはオリンピック種目にもなっており、日本人の若者のメダリストも誕生する人気種目となっております。これだけ多くの民意が寄せられた事を重く受け止め、整備に向けて検討を進めていきたいと考えておりますので、議員の皆さまにもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、特別会計です。

国民健康保険。

前年度の特定健診受診率の速報値は、6年度比約1.2%増の41.2%となりました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化による被保険者証の廃止に伴い、8月の更新に合わせ、7月中にマイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を送付いたします。

なお、後期高齢者医療は国民健康保険と異なり、年齢やマイナ保険証の利用状況により、送付する内容が異なりますので、混乱が生じないよう広報に努めてまいります。

本議会に提案しました議案は、専決処分の承認2件、人事案件1件、条例2件、補正予算2件、報告3件の合計10件です。

議案の詳細は、担当課長等に説明させますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第19号から議案第25号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。
長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

おはようございます。議案第 19 号について説明いたします。芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、令和 8 年度税制改正に伴う地方税法改正を受けて、芸西村税条例の改正を行ったものです。

主な改正内容については、個人住民税では、給与所得控除の最低保障額につきまして、現行の 65 万円から 74 万円に引き上げるものです。次に、扶養控除等の対象となる扶養親族等に係る所得要件につきまして、現行の 58 万円から 62 万円に引き上げるものです。

固定資産税では、新築住宅の固定資産税の減額措置につきまして、床面積要件を現行の 50 平方メートル以上から 40 平方メートル以上に引き下げるとともに、適用期限を 5 年延長するものです。

次に、固定資産税の免税点の見直しについてです。物価上昇への対応及び中小企業の負担軽減を鑑み、家屋に係る免税点を現行の 20 万円から 30 万円に、償却資産に係る免税点を現行の 150 万円から 180 万円に引き上げるものです。

軽自動車税につきましては、軽自動車税環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止されることに伴い、軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改める改正を行うものです。これに伴い、軽自動車税の種別割に係る条文についても所要の整備を行っております。

以上が主な改正内容となっております。

続きまして、議案第 20 号について説明いたします。芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の条例改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、芸西村国民健康保険税条例の改正を行ったものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の医療分の賦課限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げ、後期高齢者支援金分の賦課限度額を 24 万円から 26 万円に引き上げるものであります。

また、子ども・子育て支援金分につきましては、新たに賦課限度額を 3 万円に設定し、所得割を 0.26%、均等割額を 1500 円として課税することとしております。

次に、中間所得者に対する軽減措置の拡充といたしまして、5 割軽減の軽減判定に用いる被保険者に乗ずる金額を 30 万 5 千円から 31 万円に引き上げ、2 割軽減の軽減判定に用いる金額を 56 万円から 57 万円に引き上げを行っております。

以上が主な改正内容となっております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

議案第 21 号芸西村農業委員会委員の任命についてご説明をいたします。

芸西村農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日に任期を迎えるため、新たな委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

農業委員の募集につきましては、令和 8 年 4 月 13 日から 5 月 12 日までの間、村広報紙とホームページで公募を行い、14 人の定員に対し 14 名の応募がありました。

ご同意いただいた委員の氏名は、高松勇一、小西典子、西笛勤、川田忠宏、貞廣誠也、岡村和紀、清遠典子、筒井誠、松本明広、國澤剛、岡村真吾、谷岡龍、堀川太士、都築直美の 14 名で、生年月日・住所につきましては議案書に記載のとおりであります。また、新たに任命する委員の任期は、令和 8 年 7 月 20 日から令

和11年7月19日までの3年間となります。何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○ 仙頭 一貴 議長
長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長
議案第22号村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、当該条文を引用する関係条例に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長
常光健康福祉課長。

○ 常光 紘正 健康福祉課長
おはようございます。

議案第23号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正は、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しにより、非課税の範囲内で就労時間を調整されている方が、介護保険法施行令の改正により、意図せず課税者とみなされ、介護保険料が増額されてしまうことを防ぐためのものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長
長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長
議案第24号令和8年度芸西村一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。1ページをお願いいたします。

令和8年度芸西村一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7700万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9400万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、第5表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

55款5項、国庫負担金89万7千円増。

10項、国庫補助金38万3千円増。

60款5項、県負担金44万8千円増。

10項、県補助金130万円増。こちらは農業用施設災害復旧事業費補助金の増額によるものです。

75款5項、繰入金1億7337万4千円増。財政調整基金及び施設整備基金繰入金の増額によるものです。

90款5項、村債60万円増。

以上、歳入合計1億7700万2千円の増額となります。

3ページをお願いいたします。

歳出。

10 款 5 項、総務管理費 1 億 3371 万 5 千円増。こちらは企業誘致に伴う事業用地の取得費が主なものとなっています。

35 項、企画費 2545 万 3 千円増。物価高騰への対策として、生活応援事業に関連する経費が主なものとなっています。

15 款 5 項、社会福祉費 143 万 9 千円増。障害福祉システム改修委託が主なものとなっています。

10 項、児童福祉費 179 万 5 千円増。広域保育負担金の増額によるものとなっています。

35 款 15 項、河川費 500 万円増。排水機場修繕費の増額によるものとなっています。

40 款 5 項、消防費 40 万円増。

45 款 5 項、教育総務費 150 万円増。こちらは教育支援センター用プレハブ借上料の増額によるものとなっています。

25 項、社会教育費 570 万円増。産業用圧搾機購入費の増額が主なものとなっています。

50 款 5 項、農林水産業施設災害復旧費 200 万円増。3 月豪雨による排水路被災による災害復旧工事によるものとなっております。

以上、歳出合計 1 億 7700 万 2 千円の増額となります。

4 ページをお願いいたします。

第 5 表、地方債補正。

1、追加。

起債の目的、災害復旧。限度額 60 万円。起債の方法は、証書借入または証券発行。利率は、5 %以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入れ先、政府資金その他。償還の方法は、1、政府資金・県資金及び機構資金については、その資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または、一部を繰り上げて償還することができる。

以上が、令和 8 年度一般会計補正予算（第 1 号）の説明となります。

詳細につきましては、7 ページ以降の事項別明細書の説明に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

常光健康福祉課長。

○ 常光 紘正 健康福祉課長

議案第 25 号令和 8 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 8 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 134 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8234 万 2 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

20 款 10 項、国庫補助金 67 万 1 千円の増。

45 款 5 項、一般会計繰入金 67 万 1 千円の増。

歳入合計 134 万 2 千円の増。

3 ページをお願いします。

歳出です。

5 款 5 項、総務管理費 134 万 2 千円の増。

歳出合計 134 万 2 千円の増です。

今回の補正予算は、介護保険法施行規則の改正により負担限度額認定証の様式の見直しが行われたことに

伴うシステム改修委託料が主なものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で、一括上程議案の説明を終わります。

《日程第4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第4、議案第19号芸西村税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第19号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第5》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第5、議案第20号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第20号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第6》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第6、村長より、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法施行令第146条第2項並びに地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越計算書の報告が提出されております。この際、繰越計算書の説明を順次求めます。

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

報告第1号令和7年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

1ページをお願いします。

令和7年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書。

10款15項、社会保障・税番号制度システム整備、翌年度繰越額118万8千円。

10款15項、戸籍附票システム改修業務（旧氏対応）203万3千円。

10款35項、事業者支援事業4億3035万円。

15 款 5 項、芸西村生活支援地域振興券事業（第 2 号）8766 万 3 千円。
15 款 5 項、税制改正に対応するための国民年金事務システム改修 57 万 2 千円。
15 款 10 項、物価高対応子育て応援手当支給事業 104 万 4 千円。
25 款 5 項、農業水路等長寿命化事業 1700 万円。
35 款 5 項、長谷地区急傾斜地対策事業負担金 38 万円。
35 款 10 項、緊急自然災害防止対策事業 510 万円。
35 款 10 項、防災・安全社会資本整備交付金事業 4243 万 2 千円。
35 款 10 項、緊急自然災害防止対策工事 450 万円。
35 款 20 項、住宅耐震化促進事業 694 万 8 千円。
35 款 20 項、地震対策空き家改修事業 1610 万 7 千円。
45 款 5 項、教育施設集約化事業 1730 万円。

以上、合計 6 億 3261 万 9 千円が繰越しとなります。

事業ごとの詳細につきましては、2 ページ以降の繰越予算調書によりご確認をお願いいたします。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長
おはようございます。

報告第 2 号をご説明いたします。令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告します。1 ページをお願いします。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額は、1 款 1 項建設改良費、事業名、和食ダム建設負担金、予算計上額 2881 万円、支払義務発生額 1609 万 9000 円、翌年度繰越額 1271 万 1000 円としております。

続きまして、報告第 3 号をご説明いたします。令和 7 年度芸西村下水道事業会計繰越明許費繰越計算書。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告します。1 ページをお願いします。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額は、1 款 1 項建設改良費、事業名、芸西浄化センター改築更新工事、予算計上額 8000 万円、支払義務発生額 3800 万円、翌年度繰越額 4200 万円としております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
以上で報告を終わります。

《散会》

○ 仙頭 一貴 議長
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

〔9:42 散会〕